

いんしょくてんなど えいぎょうじかんたんしゅくおよびしゅるいていきょうていしなど ようせい 飲食店等への営業時間短縮及び酒類提供停止等の要請

1 対象区域

- けんないぜん し ちようそん
・ 県内全42市町村

2 要請期間

- れいわ ねん がつ にち きん がつ にち にち にち
・ 令和4年1月21日(金)から2月13日(日)まで(24日間)
※ ただし、22日(土)及び23日(日)からの開始についても認める。

3 要請内容

- じ えいぎょう じ かんたんしゅく ようせい
・ 5時から20時までの営業時間短縮要請
- しゅりい ていきょう りょうしゃ も こ ふく おこな しゅうじつ
・ 酒類の提供(利用者による持ち込み含む)を行わないこと(終日)
- どういつぐる 一 ぶ どういつて 一 ぶる にんい じょう かいしょく さ
・ 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食は避ける
※ ワクチン・検査パッケージ制度及び対象者全員検査による行動制限の
緩和は行わない。

4 対象業種

- いん しょく てん いんしょくてん いざかや ふく きつさてんとう たくはい て いくあうと
・ 飲食店：飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配、テイクアウト
サービスを除く。結婚式場等は飲食店と同様の扱い。)
- ゆうきょうしせつとう ばー から おけ ぼっくすとう しょくひんえいせいほう
・ 遊興施設等：バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の
飲食店営業許可を受けている店舗(ネットカフェ、マンガ
喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込
まれる施設を除く。)

5 協力金

- ぜん き かんようせい おう ぱあい てん ぼ にち い か きょうりょく きん し きゅう
・ 全期間要請に応じた場合のみ1店舗1日あたり以下の協力金を支給
※ ただし、22日(土)及び23日(日)から開始した場合の支給額は、
23日間分ないしは22日間分とする。
ちゅうしょうききょう まんえん まんえん
中小企業：3万円～10万円
だい き ぎょう にち うりあげだか げんしょうがく
大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4(上限20万円)
(中小企業も選択可)

6 命令・過料

- ようせい おう いんしょくてんとう たい めいれい かりょう さいだい まんえん てつづ
・ 要請に応じない飲食店等に対し、命令・過料(最大20万円)の手続きを
すすめる。